

○大田原市水道料金審議会条例

昭和 52 年 12 月 26 日条例第 26 号

(目的)

第1条 この条例は、大田原市水道料金審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、大田原市が設置する水道事業の水道料金に関する必要な調査及び審議を行わせるため、大田原市水道料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 水道使用者の代表

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、あるいは事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長があたるものとする。

3 審議会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局上下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。